

令和7年度（2025年度）イノベーション創出支援補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市の産業振興基本計画である「八王子市産業イノベーションプラン～Beyond2030～」において施策の柱として掲げる「成長産業の創出」を実現するために、企業間の連携により新技術又は新製品の研究・開発を行う中小企業者に対して交付する補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- （2）会 社 中小企業基本法に規定する会社をいう。
- （3）従業員 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する「予め解雇の予告を必要とする者」）をいう。
- （4）イノベーション 八王子市産業イノベーション条例（令和5年八王子市条例第20号）第1条に規定するイノベーションのことをいう。

（補助対象者）

第3条 この補助金は、次に掲げるすべてに該当する者に交付するものとする。

- （1）八王子市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業であること。ただし、個人事業者の場合は、八王子市に住民登録がある者に限る。
- （2）市税等の滞納がないこと
- （3）当該中小企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していないこと
- （4）当該中小企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していないこと
- （5）大企業の役員又は職員を兼ねている者が当該中小企業の役員総数の2分の1以上を占めていないこと
- （6）当該中小企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額を（3）、（4）又は（5）に該当する中小企業が所有していないこと
- （7）（3）、（4）又は（5）に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が当該中小企業の役員総数の全てを占めていないこと
- （8）連携する企業等がみなし同一法人に該当する者ではないこと
- （9）みなし同一法人に該当する者が、令和7年度（2025年度）イノベーション創出支援補助金の交付決定を受けていないこと

- (10) 同一の事由で交付される国、都、市、その他の機関からの補助金等を重複して受けていない、若しくは受ける予定がないこと
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者ではないこと
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと
- (13) 公序良俗に反する事業等、公的な支援を行うことが適当でないと認められる事業を営む事業者ではないこと
- (14) 令和 6 年度（2024 年度）イノベーション創出支援補助金の交付決定を受けていないこと
- (15) 申請者と連携先企業等の組み合わせを変えずに行う連携事業について、令和 6 年度（2024 年度）または令和 7 年度（2025 年度）のイノベーション創出支援補助金の交付決定を受けていないこと

（補助対象事業）

第 4 条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 自社の有する技術又は製品の研究・開発を目的とした取組であること
- (2) 自社以外の会社等と共同で行う製品の研究・開発を目的とした取組であること
- (3) 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日以降に事業の手続きを開始していること。ただし、令和 8 年（2026 年）2 月 28 日までに事業が完了するものに限る。
- (4) 八王子市新産業開発・交流センター相談員との技術相談を実施していること

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、次に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること
- (2) 証拠書類等によって支払金額が確認できること

2 消費税及び地方消費税等の租税公課は、補助対象経費には含まないものとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は 1 0 0 万円を上限として、前条に規定する補助対象経費の 3 分の 2 以内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 市長は、予算の範囲内でこの補助金を交付する。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を、補助対象事業の完了する前に市長に提出しなければならない。ただし、令和 8 年（2026 年）1 月 31 日を超えないものとする。

- (1) 令和 7 年度（2025 年度）イノベーション創出支援補助金交付申請書（第 1 号様式）

- (2) 登記事項証明書（法人の場合）又は住民票の写し、開業届の控え及び本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）のコピー（個人の場合）
 - (3) 決算書（直近事業年度のもの）、もしくは確定申告書の写し
 - (4) 会社概要
 - (5) 従業員の数が確認できる書類（従業員がいる場合）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 この補助金の交付申請は、1 事業者につき 1 回限りとする。
- 3 この補助金の交付申請は、同一のグループにつき 1 回限りとする。

（補助金の交付決定）

- 第 8 条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付する決定をしたときは、令和 7 年度（2025 年度）イノベーション創出支援補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は交付決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

（事業計画の変更）

- 第 9 条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が事業計画を変更（軽微なものを除く。）しようとするとき（事業の中止を含む。）は、令和 7 年度（2025 年度）イノベーション創出支援補助金変更等申請書（第 3 号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更の承認）

- 第 10 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、令和 7 年度（2025 年度）イノベーション創出支援補助金変更等承認通知書（第 4 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

- 第 11 条 補助事業者が当該事業を完了したときは、30 日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、令和 8 年（2026 年）2 月 28 日を超えないものとする。
- (1) 令和 7 年度（2025 年度）イノベーション創出支援補助金実績報告書（第 5 号様式）
 - (2) 補助対象経費の支出を証明する書類
 - (3) 事業実施の成果が確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

- 第 12 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容等を審査し、当該事業が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額を確定し、令和 7 年度（2025 年度）イノベーション創出支援補助金額確定通知書（第 6 号様式）により通知す

るものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の際に、必要に応じて実態調査を行うことができる。

3 補助事業者は、市長が前項に規定する実態調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

（是正のための措置）

第 13 条 市長は、前条の規定による審査又は実態調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第 11 条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。この場合において、同条中「30 日以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

（補助金の請求）

第 14 条 補助事業者は、第 12 条の規定による通知を受領後、令和 7 年度（2025 年度）イノベーション創出支援補助金交付請求書（第 7 号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（2）補助金を他の用途に使用したとき

（3）補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき

（4）前 3 号に掲げたもののほか、この要綱又は他の法令に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合又は第 12 条の規定により補助金等の額を確定した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分又は確定額を超える補助金に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助事業者の責務）

第 17 条 補助事業者は、補助金等の交付決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業を行い、補助金を他の用途へ使用してはならない。

2 補助金に係る予算の執行の適正を図るため、補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、前項に規定する資料を、補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業の完了後、市が企業化調査を実施する場合は、これに協力しなければならない。

(補助金の終期)

第18条 本補助金の終期は、令和8年(2026年)3月31日とする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)5月2日から施行する。